

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

(2)(1)以外の非住宅部分の場合

ア モデル建物法による場合	単位 (円)
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1,0000平方メートル未満のもの	309,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000
イ 標準入力法等による場合	単位 (円)
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1,0000平方メートル未満のもの	646,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000